

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 要綱

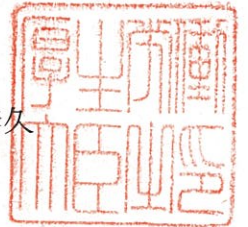
厚生労働省発職 0327 第3号

平成 27 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱【年度当初施行分】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 高年齢者雇用安定助成金制度の改正

高年齢者労働移動支援コースを廃止するものとする。

二 (略)

三 障害者雇用促進助成金制度の改正

精神障害者雇用安定奨励金を廃止するものとする。

第二 その他

一 この省令は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。